

## 2020オリパラを“たばこの煙のない大会”に! 都議会公明党の対応



厚生委員会において受動喫煙防止条例、障害者差別解消条例、児童虐待防止などの事案を審議・進行を務める伊藤こういち厚生委員会委員長。  
(6月22日 厚生委員会室)

- 屋内での受動喫煙を防ぐために、職場における働く人を守り、みずからの意思で受動喫煙を防ぐことが難しい子どもたちを守るなど、「人」の健康に焦点を当てた受動喫煙防止条例の制定は、必要と判断しました。
- また、東京2020オリンピック・パラリンピック大会や観光などで国内外から東京を訪れる人たちに、受動喫煙の影響を感じさせない「たばこの煙のない都市」とするために、条例の制定に賛成しました。
- 条例の制定による影響が懸念される分野に対し、都議会公明党はきめ細かな対策を具体的に提案し、今後の都の施策に反映させていきます。

## 東京都受動喫煙防止条例

答弁は小池都知事

**Q1** 都民や事業者、区市町村の理解と協力を得て、実効性ある対策を行なうべき。

**A1** 実効性あるものとするため都は、広報誌やSNSで、条例の趣旨や目的の普及啓発に努めていく。また、事業者に対しては、取り組み事例を紹介する研修会を開催し、区市町村に対しては、条例に関する業務や都独自の支援等について、丁寧な説明を行う。

**Q2** 飲食店への周知や禁煙の啓発など、独自の取り組みを行う自治体には、都が全面的に支援すべき。

**A2** 都は、区市町村が行う条例の趣旨や目的の周知、専門相談窓口の設置等に要する費用を全額補助する。また、禁煙外来の医療費などの助成を行う区市町村も支援していく。

**Q3** 都が行っている宿泊・飲食施設の分煙環境の整備に対する補助事業の対象を広げ、あわせて補助の割合も大幅にアップすべき。

**A3** 補助対象を見直すとともに、条例による規制の対象となる中小飲食店への補助率を5分の4から10分の9に引き上げるなど、事業者の負担軽減に配慮していく。

**Q4** 公共の屋外喫煙所設置に取り組む自治体に対して、都が全面的に支援すべき。

**A4** 都としては、屋外の公衆喫煙所の設置等に要する経費を全額補助するなど、地域の実情に応じた区市町村の取り組みを積極的に支援していく。

**Q5** 都内の事業者や飲食店などの不安を解消し、取り組みが進むよう、建築や経営のコンサルタントなどを配置した、ワンストップの窓口を設置するべき。

**A5** 都は、専門相談窓口を設置し、問い合わせや各種の相談に丁寧に対応していく。また、喫煙専用室の設置などに関する相談

があった場合には、具体的な助言ができるよう、専門のアドバイザーを派遣する。

**Q6** 加熱式たばこについて、国の健康増進法改正案と本条例は同じ規定となったが、加熱式たばこの扱いを変更した経緯について、見解を求める。

**A6** 4月20日の条例骨子案では、飲食店等での加熱式たばこ専用喫煙室の設置を認めていなかったが、加熱式たばこについて「受動喫煙による健康影響が明らかでない」などの意見をいただき、国との意見交換も踏まえ国と同様の取り扱いとした。

## 東京都受動喫煙防止条例

施設の類型	都条例
小学校、中学校、高等学校 保育所、幼稚園	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置不可)
大学、医療機関、児童福祉施設 行政機関、バス、タクシー、航空機	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可)
上記以外の多数の者が利用する施設 例) 老人福祉施設、運動施設、ホテル 事務所、船舶、鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可)
飲食店	従業員を使用していない場合は、 禁煙・喫煙を選択することができる

※喫煙を主目的とする施設については、別の類型を設ける。※旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、喫煙禁止場所としない。

## 西日本豪雨災害における被災地支援についての緊急要望

7月5日頃から西日本の広範囲を襲った記録的な豪雨(平成30年7月豪雨)の被害は未だ拡大しており、死者、安否不明者が増加していることに加え、酷暑の中での避難生活、断水による水不足なども深刻な課題となっている。

こうした中、都は、職員の派遣をはじめ早急な対応を図っているが、一刻も早い被災者への的確な支援と長期化が想定される復旧・復興のために、都の支援をさらに強化・拡充すべきである。

被災地の要請に基づき即座に対応できるよう、以下の対策を緊急に講じるよう要望する。7月13日 小池知事に緊急申入れを行う。(都庁)



## 記

- 1、想定される都職員の派遣について、適材適所に対応できるよう万全な体制を構築しておくこと。
- 1、被災者やその家族を受け入れられる住宅を確保しておくこと。
- 1、膨大な災害廃棄物処理のため、そのノウハウの提供と処理受入について体制を構築しておくこと。
- 1、先発した支援職員からも情報収集し、きめ細かな支援物資についてできる限りの支援を行うこと。